



2024年9月25日

各 位

日 本 出 版 貿 易 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 綾 森 豊 彦
(東証スタンダード・コード8072)
問 合 せ 先
事 業 管 理 本 部 総 務 部 長 木 村 樹
電 話 番 号 03-3292-3751

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年11月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年10月15日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 : 2024年9月30日（月曜日）
- (2) 基準日 : 2024年10月15日（火曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告により、当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.jptco.co.jp/ir/pressrelease>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

2024年8月14日に公表した「株式会社トーハンによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社トーハン（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、本不応募株主（株式会社講談社、株式会社宮脇商事及び株式会社宮脇書店を総称していいます。以下同じです。）が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者、本不応募株主及び本許容株主（本公開買付け成立後に公開買付者が当社の株主として残ることを許容した株主をいいます。）のみとすることを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条

件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、当該臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、公開買付者から上記臨時株主総会の開催の要請がされる予定であることから、当該臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所、付議事案の詳細等につきましては、当社取締役会において決定次第お知らせいたします。

以 上